

上尾市ホームページ広告取扱基準

平成19年3月20日
市長決裁

第1 趣旨

この基準は、上尾市有料広告掲載に関する要綱（平成21年3月24日市長決裁）の規定に基づき、市が開設する公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において「広告ホームページ」とは、市ホームページに掲載する広告から接続できるホームページをいう。

第3 広告の種類等

広告の種類、位置及び規格は、市長が別に定める。

第4 広告の掲載期間等

- 1 広告の掲載は月を単位とし、その開始日は原則として月の初日とし、終了日は原則として月の末日とする。ただし、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日に当たる場合は、市長が別に定める。
- 2 連続する掲載期間は、最長12月とする。ただし、一回の申し込みにより年度を超えることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、広告の掲載期間内に市ホームページを一時的に閉鎖した場合にあっても、掲載期間の延長は行わないものとする。

第5 広告の原稿の提出

上尾市有料広告掲載に関する要綱第6条第3項の規定により広告の掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載を開始する日の7日前までに広告の原稿を電子データを添えて提出しなければならない。

第6 掲載料金等

- 1 広告の掲載料金は、1区画につき月額2万円とする。
- 2 広告主は、市長が指定する期日までに広告の掲載料金を一括で納入しなければならない。

第7 掲載料金の還付

- 1 広告主が広告掲載を辞退したとき又は市長が広告の掲載を取り消したときは、広告を掲載しない月に応じた掲載料金を還付するものとする。
- 2 広告主の責に帰さない事由により市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じた額の掲載料を還付する。ただし、広告を掲載できなかった期間が3日以下の場合はこの限りでない。

第8 広告主の責任

- 1 広告及び広告ホームページの内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告の原稿及び電子データの作成に係る経費は、広告主の負担とする。

第9 所管課

この基準に規定する事務の所管課は、市長政策室広報広聴課とする。

第10 その他

この基準に定めるもののほか、市ホームページへの広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月7日から施行する。